

四府
四十二号



41A
A 620



明治七年第十月廿二日

大臣

参議

議長

外務課

財務課

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈



別紙東京府伺清國人雇継ノ儀審議彼處
周幼梅本月二十日満期ニ付傭差免彼等ノ所
同國人ハ相関彼ノ戸籍口数取調其他一切ノ事
務ニ差支ラ生レ彼ニ付條約書貼紙ノ通相取
十二月一日ヨリ向ニヶ月間傭継致度趣無余儀

上院

事情三付御裁可相成可然奉存依回御指令
案取調仰高裁依也

御指令案

伺之通

但大藏省ハ其府ヨリ可届出事事

十一月十七日
第二百一十号



財 務 第三 号

十一月十六日



本 田

支第百七号

清國人雇続ハ概有伺

先般支百拾号ニ以伺母ハ上高府ハ雇入置小
清國人周知梅依本月二十日ハ清期相成
非有雇差免可中委同委ハ相関ハ籍
口數百調立外一切ハ事務有差支ハ節
有ハ以高兼白伺編約定書ハ飯以摘ハ月間
雇続ハ振仕度依ハ約定書撤紙ハ通ハ有差
世依在伺中出也

明治三十五年十一月十日

東京府知事大久保廉

十月

十号

東京府

府
十二月十日
第四十二号



左

牙二條

右雇入給科等々月々
日本曆 月日と書 日本貨物
二拾五と月未渡以下

牙三條

雇期限内と雖も高府知人等
高府権内と雖も高府知人等
周知梅も先威頼出の故に
下立尤雇約等先威等
給科と給 旅費等給せ

牙四條

周知梅と東京府官自
本年午好と月お
威等と勤む
開成し時限法

牙五條

雇期限中 威等と
及し時ハ離期限中
帳と出せ

牙六條

前記載 あり 条款 外時宜

指令有... 除時事務於... 勉勵... 向... 事

并七條

雇中... 周知梅... 或... 故有... 其... 保... 人... 一切... 後... 方... 國... 係... 事

右約定... 據... 東京府... 書... 出... 仕... 森... 信... 義

法國人... 周知梅... 并... 國... 保... 證... 人... 王... 暢... 安... 明... 治

七年十二月一日... 書... 調... 中... 波... 事

東京府... 書... 出... 仕... 森... 信... 義

法國... 官... 有... 其... 別... 府... 吳... 縣... 志... 湖... 會... 府... 籍

東京新... 榮... 町... 之... 町... 目... 仁... 和... 友... 塾... 肄... 習... 員

周知梅

王暢安

仁和友塾主
保院人

東京府